

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	秩父別町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/index.php?id=100451">http://www.town.chippubetsu.hokkaido.jp/index.php?id=100451</a>

執行機関名 秩父別町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第3号)による乳幼児等に係る医療費の助成に関する事務
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秩父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年条例第16号)別表第一 第2の項 秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第3号)による乳幼児等に係る医療費の助成に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第1条	秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第3号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第一条 この条例は、乳幼児等に対し医療費の一部を助成することにより、もって保健の向上に資するとともに乳幼児等養育の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例(昭和58年条例第3号) 秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則(昭和58年規則第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求めめる特定個人情報情報等

事務1		(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定		番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例第6条
②事務の内容		児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	乳幼児等の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1			
①根拠規定		番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 二	秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例第3条
②情報提供者		市町村長	市町村長
③提供を求めめる特定個人情報		当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2			
①根拠規定		番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 六	秩父別町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則第1条の2
②情報提供者		市町村長	市町村長
③提供を求めめる特定個人情報		当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報
備考			